

## 芦屋市告示第 2 2 6 号

条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定により資格を定めて行う入札をいう。以下同じ。）を行うので、政令第 1 6 7 条の 6 及び芦屋市契約規則（昭和 6 2 年芦屋市規則第 6 号）第 3 条の規定により公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 日

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 ノートパソコンの購入（打出教育文化センター）
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 芦屋市打出小槌町 1 5 番 9 号 打出教育文化センター
- (4) 納入期限 令和 9 年 1 月 2 9 日
- (5) 予定価格 非公表  
（入札過程における情報の公表に関する事務取扱要綱別表第 1 0 号に基づき、公表を行わない。）
- (6) 最低制限価格 なし

#### 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者であって、本案件に係る競争参加資格審査において資格があると認められた競争参加資格確認通知書を受けた者とする。なお、競争参加資格の確認基準日は、競争参加資格確認申請の期限日とする。

- (1) 令和 8 ・ 9 年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 令和 8 ・ 9 年度芦屋市物件等競争入札参加資格審査申請書【物件様式 4 - 2】「取扱可能業種」において、【F E 3 6 「O A 機器（パソコン・P C ソフト）」】の取扱いが可能であること。
- (3) 本案件の競争入札参加を申請した日から契約締結の日までの間において芦屋市の競争入札に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 政令第 1 6 7 条の 4 に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正 1 1 年法律第 7 2 号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。

### 3 競争参加資格確認申請書等の交付

- (1) 交付期間 令和8年10月2日（金）から令和8年10月16日（金）まで  
（ただし、最終日は正午までとする。）

(2) 方 法

電子入札システムポータルサイトに掲載するので、ダウンロードすること。  
（電子入札システムポータルサイトからのダウンロードのみとし、芦屋市総務部  
総務室契約検査課（以下「契約検査課」という。）窓口での競争参加資格確認申  
請書等の配布は行わない。）

### 4 競争参加資格確認の申請及び提出方法

- (1) 本件の入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子入札システムにより、本件について、競争参加資格証明書類として下記に掲げるものを送信することによって申請するものとする。（ファイル容量の合計が3MBを超えないように注意すること。）アについてはファイル形式を変更せずに電子入札システムにより送信すること。イについても書類を電子化（PDF等）し、アとともに電子入札システムにより送信すること。イについて、ファイル容量が3MBを超える場合は、契約検査課へメールにより提出しなければならない。なお、この場合、事前に契約検査課へ電話でその旨を連絡するとともに、送信後契約検査課へ電話で受信の確認をすること。宛先は以下のとおり。

契約検査課 メールアドレス [keiyaku@city.ashiya.lg.jp](mailto:keiyaku@city.ashiya.lg.jp)

なお、各様式については、電子入札システムポータルサイトからダウンロードすること。

ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同等品申請書（申請時は任意提出。なお、同等品確認の承認については、9  
(2)アに記載の日時までには回答することとし、競争参加資格の認定とは別で行う。）

- (2) 競争参加資格確認の申請期間は、次のとおりとする。

ア 申請期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

令和8年10月2日（金）から令和8年10月16日（金）まで

イ 申請時間 午前9時から午後8時まで（最終日は正午までとする。）

（システムの整備等の作業のため一時的に停止することがあるので、注意すること。）

- (3) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(4) 提出された書類は返却しない。  
(5) 明らかに入札参加資格を満たしていない者については、申請を受け付けない。

### 5 競争参加資格の認定等

- (1) 競争参加資格を認めた者に対しては、令和8年10月21日（水）までに電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送信する。  
(2) 競争参加資格がないと認められた者に対しては、令和8年10月21日（水）までに電子入札システムによりその理由を付した通知書を送信する。

## 6 仕様書等の閲覧

### (1) 仕様書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和8年10月2日（金）から令和8年11月9日（月）まで  
（最終日は午後3時までとする。）

イ 方 法

電子入札システムポータルサイトに掲載するので、ダウンロードすること。

ウ 備 考

仕様書等については、本件の見積の用に供するのみとし、取扱いには十分注意するとともに契約に至らなかった場合は、速やかに破棄又は削除すること。

## 7 契約書及び誓約書等

芦屋市が定めた契約書・誓約書・役員名簿（役員名簿一覧表）・法令遵守誓約書とする。

## 8 契約条項等を示す場所

契約書、規則及び入札に関する注意事項については、契約検査課において閲覧に供する。

## 9 仕様書等に関する質問及び質問に対する回答

(1) 仕様書等に関する質問については、所定の質問・回答書に内容を簡潔にまとめて記載し、ファイル形式を変更せずに添付ファイルとして、下記の期間内にメールの送信により行うこと。

また、同等品で見積もる場合には、同等品申請書にメーカー・品番を明記し、カタログ等と併せて、下記の期間内に契約検査課にメールにて提出すること。

送信後は、契約検査課に電話をし、必ず受信確認を行うこと。

ア 日時 令和8年10月26日（月） 正午まで

イ 宛先 契約検査課 [keiyaku@city.ashiya.lg.jp](mailto:keiyaku@city.ashiya.lg.jp)

(2) 質問に対する回答は、下記のとおり電子入札ポータルサイトに掲載する。

ア 日時 令和8年10月29日（木） 午後1時以降

イ 方法 競争参加資格確認通知書に記載のパスワードを使用し、回答書をダウンロードすること。

ウ 担当課 契約検査課

## 10 入札及び開札日

(1) 入札期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

令和8年11月6日（金）から令和8年11月9日（月）まで

(2) 入札時間 午前9時から午後8時まで（最終日は午後3時までとする。）

（システムの整備等の作業のため一時的に停止することがあるので、注意すること。）

## 11 開札日時

令和8年11月10日（火）午前9時30分

## 12 入札方法

- (1) 電子入札システムによる電子入札とする。
- (2) 入札の結果、落札者等となるべき者がいない場合は再入札を行う。
- (3) 再入札を行う場合は、兵庫県電子入札共同運営システムから「再入札通知書」が送付されるので通知書に記載されている再入札書受付締切日時までに入札するものとする。なお、再入札に参加する意思がない場合は辞退すること。
- (4) 再入札を行い、落札に至らない場合は、入札を打ち切るものとする。
- (5) 本件の予定価格については、公表を行わない。入札後においても同様とする。
- (6) 入札書を送信後、入札金額の変更又は取消しはできない。
- (7) 落札者は予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち最低価格をもって入札した者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額（消費税相当額）を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該１０パーセントに相当する額（消費税相当額）を除いた金額とすること（端数処理として１円未満は切り捨てること。）。

- (8) 落札者となるべき同一価格で入札した者が２人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによるくじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじ引きを辞退することはできない。
- (9) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格を認めた者であっても、入札時点において競争参加資格がない者は入札に参加できない。

## 13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 芦屋市契約規則、入札に関する注意事項及びその他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 虚偽の内容を記載した競争参加資格確認申請書等により競争入札参加を認めた者のした入札
- (3) 同等品確認において承認された物品以外での入札

## 14 入札参加に関する注意事項

別紙「入札に関する注意事項」のとおり

## 15 入札保証金 免除

## 16 契約保証金

落札者は契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めなければならない。

## 17 支払条件

検査完了後、適法な請求書を受領した日から３０日以内に支払うものとする。

## 18 その他

- (1) 本案件の契約に当たっては、芦屋市契約規則第２８条に規定する仮契約とし、

市議会の議決を得たときに本契約と読み替える。

- (2) 市議会において議決が得られないときは、仮契約は無効とするが市は一切損害賠償の責めを負わない。
- (3) 落札決定後市議会の議決までの間に、落札者が2競争参加資格(3)、(4)又は(5)に該当することになったときは、仮契約を締結しない。この場合において、仮契約を締結しているときは仮契約を解除し、本契約の締結をしない。
- (4) 入札参加者は、関係諸法令、芦屋市契約規則及び入札に関する注意事項等を承知し、遵守して入札に参加すること。
- (5) 入札の執行を延期若しくは中止し、又は取り消す場合、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責めを負わないものとする。
- (6) 「芦屋市内に本店を有する者」とある場合は、競争入札参加資格審査申請において、市内業者としての登録期間が2年以上の者とする。なお、市内業者としての登録期間が2年未満の者は、市外に本店を有するものと同様の扱いとする。
- (7) 不明な点は下記に照会すること。  
契約検査課 電話 0797-38-2012（直通）

以上